

役員等の報酬に関する支給基準

(目的)

第1条 この基準は、社会福祉法人養生会の定款第8条及び第21条の規定に基づき、理事、監事、及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等に対しては、それぞれの役員等の勤務形態に応じて、報酬を支給するものとする。

(報酬の額の算定方法)

第3条 報酬の額の算定方法は、別表のとおりとする。

(支払方法)

第4条 理事会又は評議員会への出席に対する報酬は、それぞれ理事会及び評議員会に出席した時に現金にて支給する。

2 業務執行等に対する報酬は、毎月25日（その日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときはその直前の平日とする）に指定の銀行口座に送金するものとする。

(規則の改廃)

第5条 この基準の改廃は、評議員会の決議を得て行う。

(その他)

第6条 この基準の施行に必要な事項は、理事会の決議を得て別に定める。

(別 表)

理事会又は評議会への出席等に対する報酬

	理事	監事	評議員
1回当たり報酬	5,000円	5,000円	5,000円

業務執行等に対する報酬（年額）

理事長	理事	監事	評議員
5,000,000円	—	—	—

附則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。